

独立行政法人日本学生支援機構の中期計画 新旧対照表

赤字・下線部は改正部分

中期計画（変更案）	現行中期計画	備考（理由）
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業に係る業務を行う。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業に係る業務を行う。</p> <p><u>※ 国会において大学等における修学の支援に関する法律案が成立した際には、真に支援が必要な低所得世帯の修学に係る経済的負担を軽減するため、給付型奨学金の大幅な拡充への対応に寄与することが求められる。</u></p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により</p>	

中期計画（変更案）	現行中期計画	備考（理由）
<p>修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金（略）</p> <p>(2) 給付型奨学金</p> <p>① 奨学金の適切な支給</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律に基づく給付型奨学金については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度より実施している給付型奨学金については、令和2年4月以降、既に当該給付型奨学金を受けつつ修学している者で新たな給付型奨学金に移行しない者に対してのみ、経過措置として奨学金の支給を行う。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正</p>	<p>修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金（略）</p> <p>(2) 給付奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な給付</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を的確に実施する。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</p> <p>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正</p>	<p>新法に基づく給付と、経過措置としての給付を各々実施する旨を明記しました。</p> <p>新法では給付する行為について「支給」と表現しているため、「支給」に表現を統一しました。</p>

中期計画（変更案）	現行中期計画	備考（理由）
<p>しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p> <p>② 学校等との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>併せて、各都道府県主催の会議等において高等学校等の担当者を対象として奨学金制度についての周知を図る。なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p>	<p>しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p> <p>② 学校との連携強化</p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。</p> <p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p> <p>2 留学生支援事業（略）</p>	<p>奨学金事業の運営にあたって必要となる関係先との連携・協働を明記しました。</p> <p>（平成31年4月17日総務省事務連絡「今後の中（長）期目標変更に当たっての留意事項について」に基づき追記しました）</p> <p>1行目の「給付」は行為ではなく給付型奨学金を指しているため「給付」のままにしています。</p>

中期計画（変更案）	現行中期計画	備考（理由）
<p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>（1）一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>（2）人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>3 学生生活支援事業（略）</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>（1）一般管理費等の削減</p> <p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p> <p>また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p> <p>（2）人件費・給与水準の見直し</p> <p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>効率化係数については財務省と調整中のため、申し訳ありませんが今後変わることがあります。</p>

中期計画（変更案）	現行中期計画	備考（理由）
<p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。</p> <p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p> <p>3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。</p> <p>Ⅲ 財務内容に関する事項（略）</p> <p>Ⅳ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① <u>人材の確保・育成にかかる戦略的な方針を策定する。</u></p> <p>② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p>	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。</p> <p>2 組織の効果的な機能発揮</p> <p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p> <p>3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。</p> <p>Ⅲ 財務内容に関する事項（略）</p> <p>Ⅳ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人</p>	<p>人材確保・育成にかかる方針の策定を求めることを明記しました。</p>

中期計画（変更案）	現行中期計画	備考（理由）
<p>③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。</p> <p>（２）人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,850（百万円） ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>6～7（略）</p>	<p>事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。</p> <p>（２）人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 （参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み <u>19,431</u>（百万円） ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>6～7（略）</p>	<p>（平成31年4月17日総務省事務連絡「今後の中（長）期目標変更にあたっての留意事項について」に基づき追記しました）</p> <p>効率化係数について財務省と調整中のため、申し訳ありませんが、今後変わることがあり得ます。</p>